事 務 連 絡 令和2年3月5日

地方厚生(支)局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の 要件の特例に係る取扱いについて

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。

今般、令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた特例関係通知対象者に対する施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、新型コロナウィルス感染症の発生状況を考慮し、別添のとおり研修修了証の写しの提出期限等を読み替えることとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)

読み替え後

読み替え前

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を 取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱い について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。

記

- 1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて
 - (1)特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出がない場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止する。また、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)に定める期間を経過しないときには、再登録

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を 取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱い について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。

今般、<u>当該</u>施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、下記のとおりとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。

記

- 1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて
 - (1)特例関係通知による研修修了証の写し又は届出書の提出期限までに提出がない場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止する。また、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)に定める期間を経過しないと

又は再承諾を認めない。

(2)特例関係通知により、研修修了証の写しを提出期限までに提出がない場合は受領委任の取扱いを中止とするが、当該提出期限までに<u>令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していたことが確認できた</u>場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、<u>令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた者</u>の提出期限内に研修修了証の写しを提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期するものとする。また、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当とするが、<u>令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していたことが確認できれば</u>、中止相当としないこととする。

これらの場合であっても、受領委任の取扱いを行う施術管理者及び受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、研修修了証の写しを提出しないと、令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた者の研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。

(3)略

2 特例関係通知による研修修了証の写しを提出期限までに提出していない者 に係る提出勧奨について

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出していない者に対して、別紙様式1-1「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し、併せて開設者に対して、別紙様式1-2「特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し(開設者が前記の提出していない者である場合を除く)、必要に応じて研修修了証の写しの提出勧奨を行うこととする。

なお、提出勧奨について、柔道整復師会会員については柔道整復師会 に対して行い、それ以外の者については本人に対して行うこととする。

3 研修修了証の写し又は<u>令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定し</u> ていた者の提出期限及び様式については、以下に示す。 きには、再登録又は再承諾を認めない。

(2)特例関係通知により、研修修了証の写しを提出期限までに提出がない場合は受領委任の取扱いを中止とするが、当該提出期限までに研修の予約申込を完了し、研修を受講する旨の届出書(以下「届出書」という。)及び研修受講の予約完了が確認できる書類を添付し提出した場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限内に研修修了証の写しを提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期するものとする。また、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当とするが、届出書を提出期限までに提出すれば、中止相当としないこととする。

これらの場合であっても、受領委任の取扱いを行う施術管理者及び受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、研修修了証の写しを提出しないと、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。(3)略

2 特例関係通知による研修修了証の写しを提出期限までに提出していない者 に係る提出勧奨について

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出していない者に対して、別紙様式1-1「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し、併せて開設者に対して、別紙様式1-2「特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し(開設者が前記の提出していない者である場合を除く)、提出期限の1ヶ月以上前までに研修修了証の写しの提出勧奨を行うこととする。

なお、提出勧奨について、柔道整復師会会員については柔道整復師会 に対して行い、それ以外の者については本人に対して行うこととする。

3 研修修了証の写し又は届出書の提出期限及び様式については、以下に示す。

_			
	特例関係通知対	特例関係通知に	<u>令和2年3月実</u>
	象者の受領委任	よる研修修了証	施分の施術管理
	の登録・承諾年月	の写しの提出期	者研修受講を予
	日	限	定していた者の
			研修修了証の写
			しの提出期限
	平成30年4月1日	令和元年9月30日	令和2年3月31日
	~		
	平成30年9月30日		
	平成30年10月1日	届出日又は申出	令和3年2月1日
	~	日から1年以内	
	平成31年3月31日		
	平成31年4月1日	令和2年3月31日	令和3年2月1日
	~		
	令和元年5月31日		

特例関係通知対 象者の受領委任	特例関係通知による研修修了証	届出書の提出期 限	<u>届出書に記載す</u> る研修修了証の
の登録・承諾年月	の写しの提出期	届出書の提出期	写しの提出期限
日	限	<u>限</u>	
平成30年4月1日	令和元年9月30日	別紙様式2	令和2年3月31日
~		令和元年9月30日	
平成30年9月30日			
平成30年10月1日	届出日又は申出	別紙様式3	令和2年9月30日
~	日から1年以内	届出日又は申出	
平成31年3月31日		日から1年以内	
平成31年4月1日	令和2年3月31日	別紙様式4	<u>令和2年9月30日</u>
~		令和2年3月31日	
令和元年5月31日			

⁴ 中止又は中止相当については、別紙様式5及び6を厚生労働省保険局医療課長等に、別紙様式7を中止又は中止相当とする者に送付することとする。

⁴ 中止又は中止相当については、別紙様式5及び6を厚生労働省保険局医療課長等に、別紙様式7を中止又は中止相当とする者に送付することとする。

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療 課事務連絡)(別紙様式1-1関係)

読み替え前 読み替え後 別紙様式1-1 別紙様式1-1 【施術管理者宛】 【施術管理者宛】 令和元年 月 日 令和元年 月 日 各位 各位 施術管理者研修修了証の写しの提出について 施術管理者研修修了証の写しの提出について 柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、 特例関係通知(※)において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者 柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、 における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研 特例関係通知(※)において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者 修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱 における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研 いを中止することに異議ないことを確約いただいております。 修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱 既に研修修了証をお持ちである場合は、提出期限までに研修修了証の写しを地方厚生(支) いを中止することに異議ないことを確約いただいております。 局長と都道府県知事に提出願います。 既に研修修了証をお持ちである場合は、提出期限までに研修修了証の写しを地方厚生(支) 仮に、提出期限までに、受講済みであるが研修修了証が届いておらず提出できない場合 局長と都道府県知事に提出願います。 は地方厚生(支)局長と都道府県知事にその旨をご連絡願います。 仮に、提出期限までに、受講済みであるが研修修了証が届いておらず提出できない場合 また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、令和2年3月実 は地方厚生(支)局長と都道府県知事にその旨をご連絡願います。 施分の施術管理者研修受講を予定していたことが確認できた場合には、研修修了証の写し また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、施術管理者研修 を提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期することとします。併せて、提出期 を受講する予約申込みが完了し、受講する旨の届出書(以下「届出書」という。)及び研修 限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当となりま 受講の予約完了が確認できる書類を提出した場合には、研修修了証の写しを提出するまで すが、令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していたことが確認できれば、中 の間、受領委任の取扱いの中止を延期することとします。併せて、提出期限までに提出で 止相当としないこととします。 きない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当となりますが、上記届出 これらの場合であっても、施術管理者研修を受講した後、令和2年3月実施分の施術 書を上記提出期限までに提出すれば、中止相当としないこととします。 管理者研修受講を予定していた者の提出期限までに研修修了証の写しを提出していない場 これらの場合であっても、施術管理者研修を受講した後、届出書に記載する提出期限ま 合は、令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた者の提出期限の翌日か でに研修修了証の写しを提出していない場合は、届出書に記載する研修修了証の写しの提 ら、受領委任の取扱いを中止又は中止相当となりますのでご留意願います。 出期限の翌日から、受領委任の取扱いを中止又は中止相当となりますのでご留意願います。

特例関係通知対象者の受領	特例関係通知による研修修	令和2年3月実施分の
委任の登録・承請年月日	了証の写しの提出期限	施術管理者研修受講を
		<u>予定していた者の</u> 提出期
		膜
平成30年4月1日~	令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成 30 年 9 月 30 日		
平成30年10月1日~	層出日又は申出日	令和3年2月1日
平成31年3月31日	から1年以内	
平成31年4月1日~	令和2年3月31日	会和3年2月1日
令和元年5月31日		

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とします。

ご不明な点等ございましたら、問い合わせ先へお尋ね願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成30年1月16日付け保発0116第3号)
- ・「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の 要件に係る研修受講の特例について」(平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における 研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成31年2月13日付け保発0213第3号)

【問い合わせ先】 各地方厚生(支)局 電話番号 (提出期限の確認等)

特例関係通知対象者の受領	特例関係通知による研修修	屋出書の様式	届出書に記載する研修修
委任の登録・承請年月日	了証の写しの提出期限	屋出書の提出期限	<u>了証の写しの</u> 提出期限
平成30年4月1日~	令和元年9月30日	別紙様式2	令和2年3月31日
平成 30 年 9 月 30 日		<u>令和元年9月30日</u>	
平成30年10月1日~	展出日又は申出日	別紙様式3	<u>令和2年9月30日</u>
平成31年3月31日	から1年以内	<u>屋出日又は申出日から1年以内</u>	
平成31年4月1日~	令和2年3月31日	別紙様式 4	会和2年9月30日
令和元年5月31日		<u>令和2年3月31日</u>	

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とします。

ご不明な点等ございましたら、問い合わせ先へお尋ね願います。

※特例關係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成30年1月16日付け保発0116第3号)
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における 研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成31年2月13日付け保発0213第3号)

【問い合わせ先】 各地方厚生(支)局 電話番号 (提出期限の確認等)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療 課事務連絡)(別紙様式1-2関係)

読み替え後 読み替え前 別紙様式1-2 別紙様式1-2 【開設者宛】 【開設者宛】 (案) 令和元年 月 日 令和元年 月 日 各位 各位 特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について 特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について 柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、 柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、 特例関係通知(※)において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者 特例関係通知(※)において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者 における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研 における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研 修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱 修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱 いを中止することに異議ないことを確約いただいております。 いを中止することに異議ないことを確約いただいております。 特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出がない場合、受領委任の取 特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出がない場合、受領委任の取 扱いを行う施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止すること 扱いを行う施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止すること を通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委 を通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委 任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることを通知いたします。 任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることを通知いたします。 また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、施術管理者研修 また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、令和2年3月実 を受講する予約申込みが完了し、受講する旨の届出書(以下「届出書」という。)を提出し 施分の施術管理者研修受講を予定していたことが確認できた施術管理者が、令和2年3月 た施術管理者が、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限内に研修修了証の写しを 実施分の施術管理者研修受講を予定していた者の提出期限内に研修修了証の写しを提出し 提出しない場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中 ない場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止する 止することを通知いたします。併せて、届出書を提出した施術管理者が、受領委任の取扱 ことを通知いたします。併せて、確認ができた施術管理者が、受領委任の取扱いを辞退し いを辞退した場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に た場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当と 中止相当とすることを通知いたします。 することを通知いたします。

特例関係通知対象者の受領	特例関係通知による研修修	会和2年3月実施分の
委任の登録・承諾年月日	了証の写しの提出期限	施術管理者研修學議を
		<u>予定していた者の</u> 提出
		期限
平成30年4月1日~	令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成 30 年 9 月 30 日		
平成30年10月1日~	届出日又は申出日	会和3年2月1日
平成 31 年 3 月 31 日	から1年以内	
平成31年4月1日~	令和2年3月31日	<u>令和3年2月1日</u>
令和元年5月31日		

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止相当とすることを通知いたします。

開設者におかれましては、特例関係対象通知者である施術管理者が勤務している又は受 領委任の取扱いを辞退した施術管理者が勤務していた施術所における受領委任の取扱いを 中止又は中止相当とすることをなりますので、ご留意の上、監督願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成30年1月16日付け保発0116第3号)
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の 要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における 研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成31年2月13日付け保発0213第3号)

【問い合わせ先】 各地方厚生(支)局 電話番号 (提出期限の確認等)

特例関係通知対象者の受領	特例関係通知による研修修	屋出書の様式	届出書に記載する研修修
委任の登録・承諾年月日	了証の写しの提出期限	屋出書の提出期限	了証の写しの提出期限
平成30年4月1日~	令和元年9月30日	別紙様式2	令和2年3月31日
平成 30 年 9 月 30 日		<u>令和元年9月30日</u>	
平成30年10月1日~	展出日又は申出日	別紙様式3	<u>令和2年9月30日</u>
平成31年3月31日	から1年以内	屋出日又は申出日から1年以内	
平成31年4月1日~	令和2年3月31日	別紙様式 4	会和2年9月30日
令和元年5月31日		<u>令和2年3月31日</u>	

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止相当とすることを通知いたします。

開設者におかれましては、特例関係対象通知者である施術管理者が勤務している又は受 領委任の取扱いを辞退した施術管理者が勤務していた施術所における受領委任の取扱いを 中止又は中止相当とすることをなりますので、ご留意の上、監督願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成30年1月16日付け保発0116第3号)
- ・「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の 要件に係る研修受講の特例について」(平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における 研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成31年2月13日付け保発0213第3号)

【問い合わせ先】 各地方厚生(支)局 電話番号 (提出期限の確認等) 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療 課事務連絡)(別紙様式2関係)

読み替え後
読み替え後

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療 課事務連絡)(別紙様式3関係)

読み替え後	読み替え前	
削除)		

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療 課事務連絡)(別紙様式4関係)

読み替え後	読み替え前	
	別紙様式4 届出書 (受領委任の届出又は申出が平成 31 年 4 月1日から令和元年5月 31 日までの者)	
	季道整復師の施術に係る像養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出については、「柔道整復師の施術に係る像養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発 021第3号)の別紙「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」の10の70可称修作 TEの写しを令和2年3月31日までに提出することができませんが、今般、施術管理者可修を受講する予約申込みが完了し、受講する予定であることについて届出いたします。 なお、研修の受講後、速やかに(期限:令和2年9月30日までに)、研修修了証の写しを提出すること、並びに、研修修了証の写しを提出しなかった場合には、この届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日(令和2年10月1日)から中止又は中止相当とすることに異議ないことを確約いたします。	
削除)	令和 年 月 日	
	厚生(支)局長 都道府県知事 殿	
	登 錄 記 号 番 号 柔 進 整 復師 氏 名	
	住 所 〒 一 安講予定年月日	
	(受領委任を取扱う) 施 術 所 名	
	施術所住所 〒 ― Ta. ― ― [添付書類]	
	・インターネットの場合 公益財団法人素道整復研修起費財団からのメールの写し (件名『【柔道整復師施術管理者研修 予約申込受付のお知らせ】」) ・FAX の場合 公益財団法人素道整復研修試験財団へ送付した柔道整復師施術管理者研修申込書 の写し	